

高知県あつたか観光マインド表彰要綱

(目 的)

第 1 条 県民一人ひとりが郷土への愛着と関心を深め、観光客を温かくもてなすホスピタリティの高揚を図り、観光高知のイメージアップにつなげることを目的とする。

(対 象)

第 2 条 表彰は、知事が次に該当する者に対して行うものとする。

高知県内の観光地などでの美化活動や観光の振興に特に功績のある一般県民や法人その他の団体、及び観光関連分野において自主的・主体的な接客サービスの向上に努めている個人及び法人その他の団体とする。

(被表彰者)

第 3 条 被表彰者の推薦基準は、次のとおりとする。

被表彰者の前条にわたる功績は、概ね 5 年以上にわたり継続的なもので地域の模範として特に功績があったものとする。ただし、特に顕著な功績があったものについてはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、表彰を行わない。

(1) 罰金以上の刑に処せられた者。ただし、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)又は自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和 37 年法律第 145 号)の規定に違反し、罰金の刑に処せられた者及び刑の言渡しの効力が失われたものとされた者を除く。

(2) 破産者で復権を得ないもの

(3) 法人その他の団体であって、その長又は代表者が前 2 号のいずれかに該当するもの

(4) 次のいずれかに該当すると認めるもの

ア 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成 22 年高知県条例第 36 号。以下この号において「暴排条例」という。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。)であるもの

イ 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるもの

ウ その役員等(法人にあつては業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつてはその長、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいい、個人にあつてはその使用人(支配人、

本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であるもの

エ 暴力団員等がその事業活動を支配しているもの

オ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているもの

カ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

キ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したもの

ク 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したもの

ケ 自己又はその役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したもの

コ 自己又はその役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、表彰することが適当でないとき知事が認めるもの

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状を授与して行い、副賞として記念品を授与するものとする。

2 表彰の日時等の詳細は、表彰者決定後に通知するものとする。

(推薦者)

第5条 推薦者は、各市町村及び各観光関連団体代表者とし、別記様式により推薦書を提出するものとする。

(選考委員会)

第6条 表彰すべき者の決定は、選考委員会の審査によるものとする。

2 前項の選考委員会は、観光振興部長、観光振興部副部長、観光政策課長、国際観光課長、地域観光課長及びおもてなし室長をもって構成するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、表彰に対して必要な事項は知事がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 2 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 11 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 9 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 8 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 11 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 12 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 1 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 11 月 7 日から施行する。

別記様式

高知県あつたか観光マインド表彰推薦書

<p>(ふりがな) 氏 名 生年月日 ※法人その他団体の場合は、 団体名及び代表者の職・氏名 (ふりがな)・生年月日</p>	
<p>現 住 所 ※法人その他団体の場合は、 主たる事務所の所在地</p>	〒
<p>活動年数 (○年○月から)</p>	
<p>活動内容 具体的に記入して ください。</p>	

担当部署

担当者

電話番号

FAX 番号